

ケアプランセンターみなくちみんなの家 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人近江ちいろば会
代表者氏名	理事長 森口 茂
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県湖南市菩提寺327番地4 法人本部 電話：0748-74-3900

2 本人に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターみなくちみんなの家
介護保険指定 事業者番号	(2571401286) 甲賀市)
事業所所在地	滋賀県甲賀市水口町中邸 1番20号
連絡先	電話：0748-76-3090 FAX：0748-78-0634
事業所の通常の 事業の実施地域	甲賀市・湖南市・日野町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人やご家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営の方針	1. 可能な限り自宅で自立した生活が送れる様に配慮します。 2. 利用されるサービスは、本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 3. 本人の意志・人格を尊重し、本人の立場に立って、本人に提供される居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に偏る事無く、公正中立に行います。 4. 事業の運営に当たっては、市役所、地域包括支援センター、他の居宅介護支援業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から金曜日とする。ただし、12/30～1/3を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	上西 由季
-----	-------

職	職務内容	人員数
介護支援 専門員	管理者は、業務の管理を一元的に行います。又、介護についてのご相談を受け、その方に合ったサービスの計画を立案します。	常勤 2名 内管理者兼務 1名 非常勤専従 1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

内容	提供方法
居宅サービス 計画の作成と 各サービス提供事業者 との調整	居宅サービスガイドライン方式を使ってお客様とともに、自立した生活を送っていただくための必要なサービスを考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、地域包括支援センター、各訪問、通所、施設、福祉用具利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況お よび課題の把握	<p>1. 定期訪問 1カ月に1回以上、担当の介護支援専門員が、特段の事情がない限り、本人のお宅に訪問し、サービス内容が適切かなどのモニタリングを行い、その結果を記録します。</p> <p>※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、本人からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には、介護支援専門員は本人の居宅を訪問することがあります。</p> <p>2. 担当者会議 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則として（やむを得ない理由がある場合は、担当者に照会等を行う）サービス担当者会議を行います。また、サービス担当者会議開催にあたり、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と必要な情報を共有できるよう、目的を明確にします。</p> <p>3. 福祉用具の貸与と購入 居宅サービス計画に福祉用具の貸与・購入を位置づける場合は、必要な理由を居宅サービス計画書に記載します。</p>
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、介護保険利用の事務手続きを行います。
要介護認定等の協力、 援助	<p>1. 申請代行 お客様が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて市役所への申請を代行したり、その他必要な援助をおこないます。</p> <p>2. 要支援認定 要介護認定を受けておられる、お客様が要支援認定を受けられた場合には、地域包括支援センターにお客様の必要な情報を提供する等の連携を図ります。</p>
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。
介護予防プランの受託	介護予防支援業務の受託を受けるに当たっては、その業務量を勘案し適正に実施できるように配慮します。

【料 金】

甲賀市 6級地 10.42

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,316円	居宅介護支援費Ⅰ 14,702円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が40人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,668円	居宅介護支援費Ⅱ 7,335円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなります。

※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	2,605円	入院した当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	2,084円	入院の日から翌日以上翌々日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) イ	4,689円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ) イ 連携1回 (Ⅰ) ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) ロ	6,252円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) イ	6,252円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) ロ	7,815円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅲ)	9,378円	
通 院 時 情 報 連 携 加 算	521円	本人が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に本人の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から本人に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。(1回/月)	
緊 急 時 等 居 宅 カ ン ファ レ ン ス 加 算	2,084円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	

【その他の費用について】

① 交通費	本人の自宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記のとおり事業実施地域を越した地点から交通費の実費をいただきます。 片道1km 100円
-------	---

3 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

交通費等の実費発生時には現金にて徴収させていただきます。

- ※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から2週間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 本人は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙にて説明させていただきます。

5 虐待の防止について

事業者は、本人等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	上西 由季
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 ハラスメントの防止について

当事業所は誰であっても「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」の無い職場の実現を目指しています。

- (1) ハラスメントの意味

介護サービスの提供、利用の場面で、暴力、暴言、不当な要求、その他、相手に著しく迷惑をかける言動、または相手方に不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメント）を意味します。

- (2) 職員に対する教育および指導

職員に対して、利用者または家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修、指導を行います。

- (3) 利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止

職員に対する「ハラスメント」行為があった時には、ご利用を中止する場合があります。

(4) 苦情または相談

職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。

7 感染対策について

- (1) 確定診断が出る前の発熱などの感染症状がある場合、職員がご本人・ご家族等利用者にマスクの着用など感染対策を求めることがあります。また、打ち合わせを行うため、職員が感染防具を付けさせていただくことがあります。
- (2) 職員の健康管理には最大の注意を払っており、日々の体調管理、報告、感染防具の備蓄、教育研修等の体制を整えております。
- (3) 新型コロナ感染症、インフルエンザ等は完全に予防できるものになっておらず、誰がいつ感染するか予測できません。職員、利用者および家族の感染症が発生した場合でも、相互に賠償の責任は負わないものとします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 本人及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、本人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た本人及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た本人又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、本人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、本人の個人情報を用いませぬ。また、本人の家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で本人の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、本人及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）について管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は本人の負担となります）

9 事故発生時の対応方法について

本人に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、本人の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、本人に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び本人または本人の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

つぎのことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所窓口まで遠慮なくお申し出ください。

(1) 当事業所が提供するサービスについて

(2) 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

【苦情申し立て窓口】

<p>【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)</p>	<p>住 所 滋賀県甲賀市水口町中邸1番20号 電話番号 0748-76-3090 社会福祉法人 近江ちいろば会 ケアプランセンターみなくちみんなの家 担当者 (管理者) 上西 由季 責任者 (理事長) 森口 茂</p>
<p>滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情窓口</p>	<p>滋賀県大津市中央4丁目5番9号 滋賀国保会館内 電話番号 077-522-0065 FAX 番号 077-510-6606</p>
<p>湖南市役所 健康福祉部高齢福祉課</p>	<p>滋賀県湖南市夏見588番地 湖南市保健センター内 電話番号 0748-71-2356 FAX 番号 0748-72-1481</p>
<p>甲賀市役所 健康福祉部長寿福祉課</p>	<p>滋賀県甲賀市水口町水口5609番地 電話番号 0748-65-2165 FAX 番号 0748-63-4085</p>
<p>日野町役場 長寿福祉課高齢者福祉介護</p>	<p>滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地 電話番号 0748-52-6501 FAX 番号 0748-52-0089</p>

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	湖南省菩提寺327番地4
	法人名	社会福祉法人近江ちいろば会
	代表者名	理事長 森口 茂
	事業所名	ケアプランセンターみなくちみんなの家
	管理者	上西 由季
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	